

# 「国際的な連携及び交流活動」評価報告書

(平成14年度着手 全学テーマ別評価)

佐 賀 大 学

平成16年3月

大学評価・学位授与機構



# 大学評価・学位授与機構が行う大学評価

## 大学評価・学位授与機構が行う大学評価について

### 1 評価の目的

大学評価・学位授与機構(以下「機構」)が行う評価は、大学及び大学共同利用機関(以下「大学等」)が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その結果を、大学等にフィードバックし、教育研究活動等の改善に役立てるとともに、社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の教育研究活動等について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

### 2 評価の区分

機構が行う評価は、今回報告する平成14年度着手分までを試行的実施期間としており、今回は以下の3区分で評価を実施した。

- (1) 全学テーマ別評価(国際的な連携及び交流活動)
- (2) 分野別教育評価(人文学系、経済学系、農学系、総合科学)
- (3) 分野別研究評価(人文学系、経済学系、農学系、総合科学)

### 3 目的及び目標に即した評価

機構が行う評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、目的及び目標が、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に整理されていることを前提とした。

## 全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」について

### 1 評価の対象機関及び内容

本テーマでは、大学等が行っている教育研究活動等を基盤とした国際的な連携や交流活動について、全学的(全機関的)な方針の下に部局等において行われている活動を対象とした。

対象機関は、設置者から要請のあった国立大学(97大学)及び大学共同利用機関(総合地球環境学研究所を除く14機関)並びに公立大学の一部(4大学)とした。

評価は、大学等の現在の活動状況について、過去5年間の状況の分析を通じて、次の3つの評価項目により実施した。

- (1) 実施体制
- (2) 活動の内容及び方法
- (3) 活動の実績及び効果

### 2 評価のプロセス

- (1) 大学等においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書(根拠となる資料・データを含む。)を平成15年7月末に機構へ提出した。
- (2) 機構においては、専門委員会の下に、専門委員会委員及び評価員による評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会で取りまとめ、大学評価委員会で評価結果を決定した。
- (3) 機構は、評価結果に対する対象大学等の意見の申立ての手続きを行った後、平成16年3月の大学評価委員会において最終的な評価結果を確定した。

### 3 本報告書の内容

「対象機関の概要」、「目的」、「国際的な連携及び交流活動に関する目標」、「対象となる活動及び目標の分類整理表」及び「特記事項」は、当該大学等から提出された自己評価書から転載している。

「活動の分類ごとの評価結果」は、活動の分類ごとに、各評価項目での観点ごとの活動の状況・判断を記述している。「判断」は、目標を達成する上で、「優れている」、「相応である」、「問題がある」の3種類で示している。

「評価項目ごとの評価結果」は、評価項目ごとに、「目的及び目標の達成への貢献の状況」、「目的及び目標で意図した実績や効果の状況」として、活動の分類ごとの状況を総合的に判断して、当該評価項目全体の水準を以下の5種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・十分に(貢献して又は挙がって)いる。
- ・おおむね(貢献して又は挙がって)いる。
- ・相応に(貢献して又は挙がって)いる。
- ・ある程度(貢献して又は挙がって)いる。
- ・ほとんど(貢献して又は挙がって)いない。

なお、これらの水準は、当該大学等の設定した目的及び目標に対するものであり、大学等間で相対比較することは意味を持たない。

また、評価項目ごとに、当該大学等の活動において特徴あるとみなされる点等を、「特に優れた点及び改善を要する点等」として記述している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった大学等について、その内容とそれへの対応を併せて示している。

### 4 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

## 対象機関の概要

大学等から提出された自己評価書から転載

- 1 機関名：佐賀大学（以下「本学」という。）
- 2 所在地：佐賀県佐賀市
- 3 学部・研究科・附置研究所等の構成  
（学部）文化教育，経済，理工，農  
（研究科）教育学，経済学，工学系，農学，鹿児島大学  
連合農学  
（関連施設）科学技術共同開発センター，海浜台地生物  
生産環境センター，総合分析実験センター，学術情報処  
理センター，留学生センター，低平地研究センター，海  
洋エネルギー研究センター，ベンチャー・ビジネス・ラ  
ボラトリー，シンクロトロン光応用研究センター，文化  
教育学部附属学校（園）経済学部地域経済研究センター，  
農学部附属資源循環フィールド科学教育研究センター
- 4 学生総数及び教職員総数  
（学生総数）：学部 5,607 人，大学院 843 人（連合農学  
28 人・外数）  
（教員総数）：416 人  
（教員以外の職員総数）274 人
- 5 特徴

本学は，国際社会に開かれた大学として外国の大学との  
の学術交流協定締結，教職員の国際交流及び留学生の受  
入れを推進している。留学生及び外国人研究者を受け入  
れる際，最も困難な宿舎の問題を解決するため，平成元  
年度に国際交流会館を設置した。平成 12 年度に留学生  
センターが設置されるとともに留学生課が設置され，本  
学の国際化への大きな弾みとなり，国際社会との連携が  
一段と活発になってきた。平成 13 年度には研究協力課  
が設置され，学部，研究科の国際交流や各種センター等  
の国際的な活動に対する支援体制が整備された。

本学では，低平地研究センターが国際低平地研究協会  
を設立して国際活動を行っているが，他のセンターにお  
いても，それぞれの研究分野において外国との共同研究，  
シンポジウムの開催等を積極的に実施している。

本学では，平成 2 年度に国際交流事業等を推進するた  
め「佐賀大学学術振興事業基金」を設立して 3 億円の浄  
財を集め，その利息を活動費に当てている。

また，佐賀県下の高等教育機関に在籍する留学生の援  
助を目的として，平成 11 年に佐賀大学の教職員が中心  
となった「佐賀地域外国人留学生援助会」が発足し，積  
極的に支援活動をしている。

## 目的

大学等から提出された自己評価書から転載

本学は，学則第 1 条において「・・・高度の学術的研  
究を行うとともに，民主社会の市民としての創造的な知  
性と豊かな人間性を備え，かつ，深い専門知識を有する  
国際的人材を育成し，学術文化の進展及び地域の発展に  
寄与することを目的とする」ことを明記し，地域社会，  
国際社会に開かれた大学として，異文化，多様な価値観  
を理解し，創造的で豊かな人間性を備え，専門的知識と  
課題探求能力を持つ高度専門職業人を育成し，人文・社  
会・自然科学のバランスのとれた学際的・総合的な国際  
水準の学問研究の積極的推進を通して，21 世紀の「真に  
豊かな社会」づくりに貢献することを使命としている。

この使命を果たすために，以下の目的を定める。

- 1 国際社会の学術文化の発展への貢献  
外国の大学との学術交流協定締結を推進し，研究者・  
教員の海外での調査研究等の機会や国際会議への参加を  
増やすと同時に，海外の研究機関からの研究者の受入れ  
を推進し，外国人研究者や外国人教員を採用して相互交  
流を深め，国際会議やシンポジウムを主催して世界水準  
の研究を推進し，その成果を発信して，国際社会の学術  
文化の発展に寄与する。
- 2 国及び地方自治体の国際交流・貢献への寄与  
国や地方自治体が行う開発途上国への国際協力事業等  
に，本学独自の文化・社会・科学技術分野の知の蓄積を  
生かした，国際貢献を推進することにより，国及び地方  
自治体の国際交流・貢献に寄与する。
- 3 地域社会の国際化への貢献  
国際レベルの研究及び国際交流によって得られた成果  
を地域に還元し，留学生の地域社会との交流を通して地  
域の国際化に貢献する。
- 4 教育の国際化及び国際貢献  
学則に示した「国際的人材の育成」は，国際的な教育  
システムの構築，国際レベルの教育の実践，留学生の受  
入れや日本人学生の外国の大学への派遣等によって達成  
される。国際水準の研究成果を教育に生かし，新しい外  
国語教育法，国際的教育システム及び評価システムを積  
極的に導入するとともに，短期留学プログラムの開設，  
国際環境科学特別コース等の英語によるプログラム等の  
教育システムを充実して留学生の受入れを推進し，日本  
人学生の海外派遣の拡大をすることにより，教育の国際  
化及び国際貢献を図る。

## 国際的な連携及び交流活動に関する目標

大学等から提出された自己評価書から転載

本学が真に国際社会に開かれた大学として個性ある大学を実現するために以下の目標を掲げる。

### 1 教職員・研究者の交流の推進

真に国際社会に開かれた大学であるためには、教職員・研究者の双方向の活発な交流が不可欠である。また、本学独自の国際交流を推進するためには外部資金の導入が必要である。学術文化の発展と教育の国際化に寄与するため以下の項目を一層推進する。

- (1) 教職員・研究者の派遣の拡大
- (2) 外国人研究者の積極的受入れ
- (3) 外国人教員・研究員の積極的任用
- (4) 競争的資金や奨学寄附金などの外部資金の導入

### 2 学術交流協定締結の推進

研究者間の国際交流促進のためには外国の大学と学術交流協定締結を積極的に行うことが大切である。研究交流は年々グローバル化しており、幅広く外国の諸大学との交流を積極的に行うため以下の項目を一層推進する。

- (1) アジアの大学との学術交流協定締結の拡大
- (2) 欧米の大学との学術交流協定締結の拡大

### 3 外国の大学等との共同研究、国際会議・シンポジウムの開催・参加及び開発途上国への国際協力の推進

学術交流協定を結ぶには学生の交流とともに、共同研究を通して外国人研究者との信頼関係に満ちた相互交流の促進と辛抱強い努力の積み上げが必要である。

国際会議等を主催して世界水準の研究を推進するとともに、開発途上の国々へ本学独自の顔の見える国際貢献を果たすため以下の項目を推進する。

- (1) 外国の大学等との共同研究の拡充
- (2) 国際会議・国際シンポジウムの開催・参加
- (3) 国・地方自治体が行う国際協力事業への参加
- (4) 開発途上国への顔の見える国際貢献
- (5) 国際的研究会の組織化
- (6) 国際的論文集（定期）の刊行

### 4 留学交流（受入れ・派遣）の推進

本学の理念である「国際的人材の育成」のもと「大学教員1人に留学生1人受入れ」（約400人の留学生）と本学学生の留学派遣の拡充を図るため以下の項目を一層推進する。

- (1) 留学生の受入れ
- (2) 学生交流協定締結

(3) 英語による授業「特別プログラム」の充実

(4) 本学学生の海外留学（国際人の育成）の拡充

(5) 海外の大学への情報の提供

(6) 留学フェアへの参加

### 5 留学生の教育支援体制の整備・充実

外国の大学との学術交流協定締結の拡大と並行して種々の留学生の要求に対応した教育制度を設けて留学生を受け入れる努力が必要である。種々のニーズを有する留学生への教育支援のため以下の項目を一層推進する。

- (1) 留学生のニーズに合った教育プログラムの充実
- (2) 留学生教育相談体制の確立・充実
- (3) 指導教員・チューター制度の充実

### 6 留学生の生活基盤の整備・充実

留学生が心置きなく勉学に打ち込み、安心して暮らせるように留学生の生活環境を整備する必要がある。そのためには、奨学金の確保や留学生用宿舍の確保等の諸施策を着実に実施しなければならない。留学生の生活基盤の安定のため以下の項目を一層推進する。

- (1) 公営・民営宿舍の確保
- (2) 地方自治体・民間企業による奨学金の拡充
- (3) 保証人・保険制度の充実
- (4) 佐賀県地域留学生支援制度の確立

### 7 留学生の地域との交流の推進

留学生の地域との交流、イベントの開催・参加等を通して佐賀県及び近隣地域の国際化の進展に貢献できるように以下の項目を一層推進する。

- (1) 留学生と地域との連携強化
- (2) 留学生の小・中・高校の国際理解教育への協力・参加
- (3) 国際交流イベントの主催・参加

### 8 帰国留学生のフォローアップ及びネットワークの確立

本学を卒業・修了した優秀な留学生には世界的な場における産業界、官界、学界の主要なポストでの活躍が期待される。留学生間の連帯を深め、更に将来の留学生受入れ及び派遣に寄与することを目的として以下の項目を推進する。

- (1) 卒業・修了生の名簿の整理
- (2) 帰国者名簿の作成・充実とネットワークの確立

## 対象となる活動及び目標の分類整理表

大学等から提出された自己評価書から転載

活動の分類	「活動の分類」の概要	対象となる活動	対応する目標の番号		
教職員等の受入れ・派遣	国際的に通用する高度な学術研究を行い、世界の学術文化の発展に寄与するため、研究者間の国際交流を促進する。そのため、外国の大学との学術交流協定締結を積極的に推進し、教員の海外での調査研究等の機会を増やすと同時に海外の研究機関から研究者を受入れ、外国人教員の任用を促進する。また、外部資金の導入を図り、研究者の受入れ・派遣を促進する。	(1)教職員・研究者の派遣	1(1)		
		(2)外国人研究者の受入れ	1(2)		
		(3)外国人教員・研究員の任用	1(3)		
		(4)各種外部資金の導入	1(4)		
		(5)学術交流協定締結	2(1)～(2)		
教育・学生交流	教育・学生交流においては、広く世界に開かれた国際交流推進のため、留学生の日本語・日本事情の教育、大学院入学前予備教育、総合的な日本語教育、短期留学プログラムの実施、留学生の受入れ施策の立案と実施、海外留学希望者の指導助言、協定校との短期留学の推進、海外語学研修、及び地域社会との留学生交流などの教育研究、指導を行い、教育の国際化と真の国際人の育成を図る。また、本学を卒業・修了した留学生の名簿を作成し、留学生のフォローアップとネットワーク作りを推進する。	(6)留学生の受入れ	4(1)		
		(7)学生交流協定締結	4(2)		
		(8)教育特別プログラムの充実	4(3)		
		(9)本学学生の留学派遣	4(4)		
		(10)留学希望者への情報活動	4(5)～(6)		
		(11)留学生に対する各種支援	5(1)～(3), 6(1)～(4)		
		(12)留学生の地域との交流支援	7(1)～(3)		
		(13)留学生のフォローアップ及びネットワークの確立	8(1)～(2)		
		国際会議等の開催・参加	海外の研究者との交流を図るとともに、世界の研究の中心となり、一線の研究情報を収集して国際水準の研究を推進するために国際会議やシンポジウムを定期的に開催し、参加する。 また、国際会議等の開催や国際会議等への参加を積極的に支援する。	(14)国際会議・国際シンポジウムの開催	3(2)
				(15)国際会議・国際シンポジウムへの参加支援	1(1)
				(16)国際的研究会の組織化	3(5), (6)
国際共同研究の実施・参画	学術交流協定を結ぶためには学生の交流とともに、共同研究を通して外国人研究者との信頼関係に満ちた相互交流を促進し、辛抱強い努力を積み上げることが大切である。本学はこれまで蓄積した本学の知力、人力、技術力を活用してインドやパラオ共和国において共同研究を実施している。	(17)外国の大学等との共同研究	3(1), (6)		
		(18)インド国立海洋技術研究所との共同研究	3(4)		
		(19)パラオ共和国資源開発省エネルギー計画部との共同研究	3(4)		
開発途上国等への国際協力	本学は、地理的にもまたこれまでの交流においても、特にアジアに軸足をおきこれらの国々との交流を通して相互理解を深め、アジア諸国の発展に貢献するとともに、貢献できる人材の育成に努めてきた。さらにこれらの国々へ、国・地方自治体が行う技術協力事業へ参加し、専門家を派遣するとともに本学独自の顔の見える国際貢献を推進する。	(20)国・地方自治体が行う国際協力事業への参加	3(3)		
		(21)本学独自の科学技術力による国際貢献	3(4)		

## 活動の分類ごとの評価結果

### 1 教職員等の受入れ・派遣

#### 実施体制

**実施体制の整備・機能** 国際交流委員会は、国際交流に関する基本方針について検討しており、教職員の受入れ・派遣に関わる外国の大学等との学术交流の協定及び研究者交流に関し審議している。同委員会は、副学長(研究・企画担当)、各学部代表者、留学生センター運営委員会委員長により構成され、各学部代表者を通じて学部との連携を図っている。委員会の事務については、研究協力課が担当している。

外国人研究者受入れや海外への派遣者の決定など具体的な事項については、各学部教授会及び各センター運営委員会で審議・決定している。

各種外部資金のうち、共同研究費と受託研究費の導入については、科学技術共同開発センターが、企業、自治体等への窓口として活動している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。  
**活動目標の周知・公表** 教職員の受入れ・派遣の一層の充実、外国人教員の採用の促進、国際交流協定の拡充と実質化等の国際交流の基本方針を定めた「21世紀初頭の佐賀大学の在り方について」を発行し、全教職員に配布して周知している。また、学外に対しては、佐賀県教育委員会主催高校長との懇談会、副学長が県内高校で講演する際に生徒、保護者、教職員等への配付並びに市内の中心街に設置した「佐賀大学地域貢献推進室分館」及び鳥栖市定住・交流センター内に設置した「佐賀大学 TOSU サテライト」への配架などにより、これまでに約 1,100 部を配付している。この他に、大学のウェブサイトにも掲載している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。  
**改善システムの整備・機能** 「21世紀初頭の佐賀大学の在り方について」のアクションプランにおいて策定されている「教員の海外派遣の機会の拡充」等の計画について国際交流委員会で検討し、その検討・実施状況等を、毎年度末までに学長に報告している。報告を受けた学長は、それぞれの進捗状況を把握し、必要に応じて当該委員会へ提言を行う。国際交流委員会からのアクションプランの報告に基づき改善された事例として、金利低下による学術振興事業基金からの助成金の減少に対応するため、当分の間若手教員の海外派遣事業に集中化することを学長が提案し、実施されたことが挙げられる。

教職員の受入れ・派遣の個別実績、外部資金の導入状況に関しては、研究協力課が統計を作成し、佐賀大学概要で公表しており、各学部や各センターは、これらに基づき国際交流などの項目について自己点検・評価を行うとともに、外部評価も実施している。自己点検・評価及び外部評価の結果は、冊子として公表し全教職員に周知し、

教授会、国際交流委員会、評議会等で改善策を審議し、その実施を図っている。理工学部においては、これまで外部評価を 2 回実施したが、1 回目に指摘された事項の改善状況を 2 回目の外部評価委員会で報告している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。

#### 活動の内容及び方法

**活動計画・内容** 「21世紀初頭の佐賀大学の在り方について」のアクションプランにおいて策定された計画につき、事項に応じて 3 期に区分され遅くとも平成 20 年までに完了することとされている。教職員の受入れ・派遣に関しては、教員の海外派遣の機会の拡充、海外からの研究者の受入れ環境の整備(平成 13 年度～平成 20 年度)、若手教員の海外派遣支援制度の確立(平成 13 年度～平成 14 年度)、半年から 1 年の短期研究員招聘制度の確立(平成 13 年度～平成 14 年度)などが計画されており、これらの活動を実際に担当する部局等において具体的な実施計画を策定している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。  
**活動の方法** 教職員の受入れ・派遣に関する公的支援制度については、外国人特別研究員(日本学術振興会)や文部科学省在外研究員制度などが活用されており、大学のウェブサイトで募集案内を行い、応募用紙のダウンロードが出来るようにしている。

教職員の受入れ・派遣に関する助成制度としては、佐賀大学学術振興事業基金を設置している。昨今の経済不況により、平成 14 年度は活動を休止したが、平成 15 年度からは、若手教員の海外派遣事業への助成に集中化して活動している。

教員の私費留学研修を認めており、留学研修中の講義、演習、実習、卒業研究指導等は派遣教員が所属する講座が責任を持ち、学内委員等については学科、学部単位の代理者が実務を行っている。

外部資金の導入については、年々増加の傾向にあり、中でも科学研究費補助金の増加が目立つが、教職員の派遣・受入れの大きな基盤である奨学寄付金の受入額は、経済不況の影響を受けて横這いで推移している。

学术交流協定締結については、平成 12 年度より、部局単独での十分な交流実績があれば大学間交流協定を締結できることと改めたことにより、大学間交流協定締結までの時間が短縮され、締結校数の増加に繋がっている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。

#### 活動の実績及び効果

**活動の実績** 教員の派遣は、平成 10 年度以降、244、252、287、300、303 名と推移しており、増加傾向である。また私費での渡航が多く、過去 5 年間では約 37%が私費で

渡航している。文部科学省在外研究員制度等の公的支援制度を用いた派遣については、平成 10 年度以降、9、12、10、15、12 名と推移している。

外国人研究者の受入れは、年々増加の傾向にあり、平成 10 年度以降、51、64、59、86、130 名と推移している。外国人教員は、毎年度 10～16 名程度が在任しており、外国人研究員は、毎年度 1 名を任用している。

現在の学術交流協定締結件数は 74 件（大学間 29、部局間 45）であり、平成 10 年度以降の締結は 43 件（アジア 33、欧州 8、米国 1、オセアニア 1）である。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。活動の効果 教職員の受入れ・派遣においては、長期、短期の研究留学の成果、受入れ研究者の満足度等の質的調査に関してデータが不十分であり、具体的な効果は不明ではあるが、実績の多くが増加傾向であり、そのための有効な活動方法が採られていることなどから「国際社会の学術文化の発展への寄与」との目的の達成に貢献したと推測される。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

## 2 教育・学生交流

### 実施体制

実施体制の整備・機能 教育・学生交流については、平成 12 年度に留学生センターが設置され、学生交流協定締結、留学生の受入れ、奨学金、宿舍の選考、短期留学派遣学生の選考などを行っている。留学生センター運営委員会は、センター長、センター専任教員 5 名、各学部の代表者 8 名、留学生専門教員 4 名で構成され、毎月一回程度開催されている。

教育特別プログラムの充実に関する実施体制については、短期留学プログラムのカリキュラム編成及び学生の受入れを行う短期留学プログラム実施委員会と、国際環境科学特別コース（英語特別コース）のカリキュラム編成、学生の受入れ、奨学金の選考などを行う特別コース運営委員会が設置されている。

教育・学生交流に関する事務組織については、留学生課が担当しており、留学生のフォローアップ及びネットワーク確立のための情報収集、留学派遣・海外語学研修希望者の募集、留学等派遣手続きを行っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。活動目標の周知・公表 教育・学生交流における活動目標に関しても、「21 世紀初頭の佐賀大学の在り方について」において、留学生の受入れ及び派遣の拡充（地域や人数のバランスを考えた双方向の交流を活発にする。）、短期留学プログラムの導入と国際環境科学特別コースの定員枠の拡大、国際的学年暦の採用等について具体的に記載されており、学内外に対して周知されている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。改善システムの整備・機能 「21 世紀初頭の佐賀大学の

在り方について」のアクションプランにおいて策定されている「留学生の積極的な受入れ」などの計画について留学生センター運営委員会で検討し、その検討・実施状況等について、毎年度末までに学長に報告している。報告を受けた学長は、それぞれの進捗状況を把握し、必要に応じて、当該委員会へ提言を行っている。

毎月開催する留学生センター運営委員会は、年度当初に定めた目標計画の実施に関する点検・評価を行い、諸活動の改善を行っている。その結果は、留学生センターホームページ、「留学生センターニュース」、「留学生センター紀要」で総括し、公表している。

平成 11 年度には、特別コース運営委員会がプロジェクトチームを編成し、国際環境科学特別コース（英語特別コース）に関して、教員、特別コース在籍者、修了生外国の大学・研究所に対してアンケートを行い、選抜方法、カリキュラム、留学生支援、プログラム、講義、大学の設備、日常生活、成果等の事項について点検・評価を実施し、「国際環境科学特別コースの教育及び選抜方法等の改善に関する調査研究報告書」で結果を公表した。

平成 12、13 年度に行った帰国留学生に関する調査を基に「アジアにおける国際的リカレント教育推進のための基礎的研究 - 留学生に対する生涯学習システムの構築に関する研究 -」を公表し、修了生の目から見た教育制度、学習支援制度等の問題点を明らかにするとともに、帰国留学生と大学との今後の連携策を提言している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。

### 活動の内容及び方法

活動計画・内容 「21 世紀初頭の佐賀大学の在り方について」のアクションプランにおいて計画が策定されており、事項に応じて 3 期に区分され遅くとも平成 20 年までに完了することとされている。教育・学生交流に関しては、留学生の積極的な受入れ、学生の海外派遣の拡充（双方向的な国際交流）（平成 13～20 年度）、留学生の帰国後のフォローアップ及び卒業生のネットワークづくり（平成 13～17 年度）、学部レベルの短期留学プログラムの実施（平成 13～14 年度）、留学生支援（住宅支援を含む）の促進（平成 13～17 年度）などが計画されており、これらの活動を実際に担当する部局等において具体的な実施計画を策定している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。活動の方法 教育特別プログラムとして、短期留学プログラム（SPACE）、国際環境科学特別コースの学生に対する英語による教育プログラム、国費による大学院入学前予備教育としての日本語研修コース、特別コースに在籍する留学生及びその家族のための日本語クラス、SPACE 留学生用日本事情、工学系研究科における日本語、日本事情講義（単位として認定）などを行っている。

海外留学拡充のために、語学研修制度を設け、約 4 週間、学生をアメリカ、中国、韓国の各協定大学に派遣しており、研修後は、共通基礎教育科目の外国語単位とし

て認定している。また、学生交流協定校との単位互換授業料不徴収を含む覚書の締結を促進しており、留学希望が多い欧米地域における協定大学との協議を進めている。

留学生の受入れ推進のために、留学フェア・進学説明会への参加、英文による大学案内及び入学案内のウェブサイトへの掲載を行っている。留学生教育相談体制として、留学生センターの留学生指導担当教官が学部の留学生専門教育教官と連携して、留学生の修学・生活指導に取り組んでいる。

外国人留学生の宿舎として国際交流会館が設置されており、経済事情を考慮し、私費留学生を優先的に入居させている。その他に、学生寮の利用、公営住宅や地域企業の社員寮の利用、民間資本による留学生宿舎の建設などが行われている。また、佐賀地域外国人留学生援助会による住宅総合保障加入保険料の一部負担支援などが行われている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。

#### 活動の実績及び効果

**活動の実績** 留学生の受入れについては、平成 10 年度以降、205, 227, 245, 275, 273 名と推移しており、増加傾向である。留学生受入れの目標である「教員 1 人に留学生 1 人受入れ」(約 400 人の留学生)に対する達成度は約 65%である。

正規の手続きを経て海外の大学等に派遣している学生は、平成 10 年度以降、16, 22, 22, 21, 21 名と推移しており、受け入れた留学生の 1 割以下である。学生の国際化を促進するため、海外派遣への取組の一層の充実が必要であり、その対応として、平成 16 年度より US.UMAP の学生交流への参加が予定されている。

学生交流協定による受入れは、平成 10 年度以降、4, 6, 10, 23, 28 人、留学派遣は 1, 4, 13, 10, 11 人と推移している。平成 11 年度から学术交流協定校が主催する語学研修には 20 人前後が参加している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。  
**活動の効果** 平成 12～13 年の 2 年間にわたり、「アジアにおける国際的リカレント教育推進のための基礎的研究 - 留学生に対する生涯学習システムの構築に関する研究 -」を実施し、留学後帰国した元学生の意識調査と研究フォローアップを行い、アンケート結果として 16 人中 11 人が佐賀大学での留学を「どちらかといえば成功」と回答し、「佐賀大学で学習する機会があれば再度訪日したいか」との問いに対して 14 人が「ぜひ行きたい」と回答した。このことから、当該大学への留学経験は、満足度の高いものであったと言える。

交流協定校へ留学した者のうち 5 人が、卒業後に中学又は高校の英語教員となっており、また、大学院へ 4 人が進学し、研究の場での語学力や国際交流により築いたネットワークを有効に活用している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。

### 3 国際会議等の開催・参加

#### 実施体制

**実施体制の整備・機能** 国際会議等の開催については、学会主催が多く、大学主催の国際会議は、学术交流協定校との共催、地域課題、大学重点課題に限られており、先端的・地域的課題の研究を目的とする、海洋エネルギー研究センター等の各センターが、研究成果の発信や、世界の研究者との交流のために、国際会議を主催する。

低平地研究センターは、42 名の外国人会員(全会員 72 名)が参加する国際低平地研究協会を結成し、2 年に 1 度開催するシンポジウムの主催団体となっている。また、外国人研究者の多数の参加を得て編集委員会を組織し、国際的論文集の定期刊行を行っている。

国際会議等への参加については、教職員の派遣と同様の実施体制である。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。  
**活動目標の周知・公表** 低平地研究センターが運営する国際低平地研究協会は、活動方針や活動内容等をウェブサイト上で公表している。また、国際会議開催の際には、論文募集、参加受付、プログラム発表等を行うサイトを設置し、インターネットを通じた手続きを可能としている。同様に、海洋エネルギー研究センターも各組織の活動目標と同時に、国際会議案内、会議録、共同声明等をウェブサイトに掲載し、成果を世界に発信している。個別国際会議の開催及び参加支援については、各組織、個人の計画にゆだねられ、組織ごとに対応しているため、大学としての活動目標の周知・公表は行っていない。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。  
**改善システムの整備・機能** 国際会議等開催の中核組織である各センターは、国内外からの会議参加者数、発表論文数、収支決算などの項目につき毎年自己点検評価を行うとともに、2～4 年に一度外部評価をうけ、評価結果に対する判断を仰いでいる。この改善に向けた検討結果は、次回の国際会議開催において反映されることとなる。

各学部やセンターにおいて、自己点検・評価項目として国際会議参加者数をあげ、外部評価を受け、改善に努めている。理工学部においては、学生による論文発表数、国際会議での発表形態等に関する統計を蓄積する必要性が指摘されており、学部長を中心に次回の外部評価までに改善を実施する。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

#### 活動の内容及び方法

**活動計画・内容** 国際会議の開催・参加については、大学としての目標達成に向けた年次計画等は、策定されていないが、個別国際会議の開催・参加等の実施計画については、各部局の教授会、運営委員会で審議・承認され、その実施計画に従い、学長裁量経費から資金を獲得し、

活動を行っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

**活動の方法** 国際会議等の開催において、経済学部は、毎年「日韓中・国際学術交流シンポジウム」(日韓で交互開催)を開催し、海浜台地生物生産研究センターは、日韓国際シンポジウム又は海浜台地国際シンポジウムのいずれかを年1回開催する。低平地研究センターが運営する国際低平地研究協会は、低平地における環境、防災、地域計画等に関する国際会議を2年に1度開催する。

国際的論文集(定期)の刊行については、国際低平地研究協会が年2回英文の学術雑誌「Lowland Technology International」を発刊している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

#### 活動の実績及び効果

**活動の実績** 国際会議等の開催実績は、平成10年度以降、2, 3, 3, 2, 5件と推移しており、参加実績については、平成10年度以降、147, 146, 153, 158, 169件と推移している。

平成15年3月に開催された「第3回世界水フォーラム」のプレイベントとして、「自然エネルギーを用いた海水淡水化に関するフォーラム in Palau」, 「自然エネルギーを用いた海水淡水化に関するフォーラム in 佐賀」, 「低平地の水環境に関するフォーラム in 佐賀」の3つの会議が開催されており、海水淡水化に関する両会議には島嶼国を中心とした8か国の大統領、閣僚、政府関係者が出席し、プレフォーラムにおける成果を各分科会場で発表している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

**活動の効果** 国際会議等の開催の波及効果としては、平成10年に開催した日仏韓研究集会「ファジィ解析とその周辺」での交流をきっかけに、平成12年2月に釜山大学校との大学間交流協定の締結に繋がっている。

国際会議等への参加の波及効果としては、理工学部の教員が学会に参加してポーランドの研究者と知り合い、文部科学省主催の日本・ポーランド研究交流プログラムに発展した例がある。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

## 4 国際共同研究の実施・参画

#### 実施体制

**実施体制の整備・機能** 国際共同研究は、研究者間の個人的研究交流から発展し、大学間及び学部間学術交流協定を締結し継続的かつ組織的に実施される共同研究と、交流協定締結校以外の大学等の研究者との共同研究があり、事務体制としては、研究協力課が、日本学術振興会の応募申請、文部科学省の国際シンポジウム開催経費要求などの支援業務を行っている。

インド国立海洋技術研究所及びパラオ共和国資源開発

省エネルギー計画部との共同研究については、海洋エネルギー研究センターが実施主体となり、研究協力課が大学全体の関係機関との検討・調整及び文部科学省との関連事項の検討・調整を行い、活動支援の役割を担っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

**活動目標の周知・公表** 国際共同研究の実施・参画に関する活動目標については、「21世紀初頭の佐賀大学の在り方について」において学内外に周知・公表している。センターにおける共同研究開発計画は、各センターのウェブサイトやパンフレット等で広く公開しているが、英語版による情報の発信については、研究内容の簡便な照会にとどまっております、活動の受け手である外国人研究者に対する周知という点では十分ではない。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

**改善システムの整備・機能** 理工学部、農学部においては数年に一度、自己点検評価書を発刊し、国際共同研究の実績を公表し、組織的に改善に向けて取り組んでいる。文化教育学部においては、自己点検評価や外部評価により活動実績の把握は行っているが、これらを活かした組織的な改善に向けての体制は整備されてなく、問題があるとまでは言えないが、改善に向けた体制が必要である。経済学部は、委員会を組織し検討段階である。

各センターにおける共同研究に関しては、年度ごとの自己点検評価、数年おきに実施している外部評価において、その成果を評価し、改善に取り組んでいる。

個人間の共同研究は、実績の公表に留まっております、改善へ向けた体制が望まれる。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

#### 活動の内容及び方法

**活動計画・内容** 「21世紀初頭の佐賀大学の在り方について」のアクションプランにおいて計画が策定されており、国際共同研究に関しては、研究促進措置の改善(平成13~20年度)、科学研究費補助金の積極的な導入の工夫(応募率、採択率向上)(平成13~14年度)などが計画されており、これらの活動を実際に担当する部局等において具体的な実施計画を策定している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

**活動の方法** シンクロトン光応用研究センター、低平地研究センターは、東アジアの大学、研究機関との連携を強化し、それぞれの研究分野に関わる共同研究体制を構築している。

経済学部が毎年開催している日韓中・国際学術交流シンポジウムの研究成果に関して、講演内容、討議等を再整理し、共同研究の成果として平成13, 15年の2回、佐賀大学経済論集別冊を刊行している。

海洋エネルギー研究センターは、研究拠点として伊万里市に海洋エネルギーに関連した複合的な実験施設を新築し、平成14年度の「21世紀COEプログラム」に採択されたことで、5年間に渡る安定した資金を獲得している。

低平地研究センターは、生物系特定産業技術研究推進機構が募集した競争的資金に応募し、採択され、研究資金（全体枠で2.1億円）を獲得している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。

#### 活動の実績及び効果

**活動の実績** 国際共同研究の実績については、平成10～14年度の間計150件の実施が把握されており、そのうち農学部における年次別変化は、6, 8, 12, 5, 2と推移しているが、経済学部等のデータが把握されていないため全学の年次別変化については不明である。ただし、判明しているデータの範囲では問題はない。

インド国立海洋技術研究所と締結した海洋温度差発電の共同開発計画の覚書に従い、共同研究が実施されており、現在第1段階が進行中で、実証プラントの建設、設置が完了し、平成15年9月に実証実験に入る予定である。また、パラオ共和国資源開発省エネルギー計画部と学術研究交流協定覚書を締結し、共同研究開発を実施している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

**活動の効果** 国際共同研究の成果としては、過去5年間に発表された論文のうち大学が把握しているものは193件である。特に理工学部においては共同研究の実施件数67件に対して125件の論文が発表されており、他学部に比べ共同研究についての論文発表件数が多い。パラオ共和国資源開発省エネルギー計画部との共同研究においては、パラオ共和国で開催された南太平洋エネルギー会議で、研究成果の紹介、説明などを行い、パラオの教育機関でも学生向けの講演会を開催しており、開発途上国への国際貢献がなされている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。

## 5 開発途上国等への国際協力

#### 実施体制

**実施体制の整備・機能** 国・地方自治体が行う国際協力事業への参加については、資金の確保、生活支援等の業務を公的機関が行うため、大学としての特別な支援体制は整備していない。

JICA(国際協力機構)と佐賀大学との共同事業として、「インドネシア情報技術及び高等教育行政」国別特設研修を実施しており、研修のための受入れに関して、研究協力課が支援業務を行っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

**活動目標の周知・公表** 5年間にわたる「インドネシア情報技術及び高等教育行政」に関する研修プロジェクトの実施にあたっては、担当者がその趣旨や教育研究上の利点等を十分理解する必要があるため、実施組織と大学との十分な協議の基に、活動の趣旨の周知を図っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

**改善システムの整備・機能** 国・地方自治体が行う国際協力事業への参加については、公的機関が実施したアンケート調査等により、研修内容、プログラムの並び、実習等が十分であるか、英語伝達能力などについて状況を把握し、問題があれば、担当教員がプログラム内容変更等の改善を図ることとなっている。

インドネシア情報技術及び高等教育行政に関する研修においては、アンケートが行われ、研修内容の適切性等や講師に関する評価について調査し、分析している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

#### 活動の内容及び方法

**活動計画・内容** 過去5年間においては、要請に基づいた受動的な国際協力が中心であり、大学で独自に活動計画を策定して活動することはなかったが、要請のあった研修員等の受入れについては、できる限り受け入れる方針であった。今後は、「顔の見える国際貢献」として、大学が主体的に企画立案し、資金を用意して研修等を実施することが、想定されている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

**活動の方法** 国・地方自治体が行う国際協力事業への参加については、佐賀県、文部科学省、JICA等の要請に基づき研修員の受入れや専門家として教員の派遣を行っている。

インドネシア情報技術及び高等教育行政に関する研修は、その期間が1か月に及ぶことから、担当者の教育研究上の負担軽減のため、他の教員が職務をサポートしている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

#### 活動の実績及び効果

**活動の実績** 佐賀県技術研修員の受入れは、平成10年度以降、0, 1, 0, 4, 3件と推移している。文部科学省、JICA等の要請による研修員の受入れは、平成10年度以降、0, 1, 0, 0, 2件と推移している。JICA等の要請による専門家の派遣は、平成10年度以降0, 3, 1, 4, 7件と推移している。

「インドネシア情報技術及び高等教育行政」国別特設研修は、平成13年度から毎年度1回行われており、2回の研修が実施されている。平成13年度においては、インドネシアから11名の研修生を受け入れて、総時間70時間の講義と演習を実施した。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

**活動の効果** 「インドネシア情報技術及び高等教育行政」国別特設研修については、平成14年度の研修終了時に行ったアンケート調査によれば、「専門の程度」で十分でないとするものもいるが、これらの研修生は情報を専門とするものに多くみられ、情報の専門家と政策立案者が同時に受講する研修制度によるところが大きい。全体としては、良好又は適切とするものが多かった。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

## 評価項目ごとの評価結果

佐賀大学の「国際的な連携及び交流活動」について、当該大学の目的及び目標に照らして行った活動の分類（教職員等の受入れ・派遣，教育・学生交流，国際会議等の開催・参加，国際共同研究の実施・参画，開発途上国等への国際協力）ごとの評価結果を，評価項目単位で整理し，以下のとおり，評価項目ごとの評価を行った。

### 1 実施体制

評価は，実施体制の整備・機能，活動目標の周知・公表，改善システムの整備・機能の各観点に基づいて，目的及び目標の達成に貢献するものとなっているかについて行った。

#### 目的及び目標の達成への貢献の状況

実施体制の整備・機能の観点では，活動の分類「国際会議等の開催・参加」に関して，定期的な国際シンポジウムの開催に資する国際低平地研究協会の結成などにより「優れている」と判断した。その他の活動の分類に関しては「相応である」と判断した。

活動目標の周知・公表の観点では，全ての活動の分類において「相応である」と判断した。

改善システムの整備・機能の観点では，活動の分類「教職員等の受入れ・派遣」，「教育・学生交流」に関して，アクションプランにもられた年次計画についての実施状況の点検に基づき改善していること，各学部や各センターにおいて自己点検・評価と外部評価を実施していること，留学生センター運営委員会が，年度当初に定めた目標計画の実施に関する点検・評価に基づき改善を行っていること，帰国留学生に関する調査を基に，帰国留学生と大学との今後の連携策を提言していることなどにより「優れている」と判断した。その他の活動の分類に関しては「相応である」と判断した。

これらの評価結果から，総合的に判断し，以下の水準とした。

#### 貢献の程度（水準）

目的及び目標の達成に相応に貢献している。

特に優れた点及び改善を要する点等

低平地研究センターは，外国人研究者（全会員 72 名中 42 名）や地域の技術者，研究者の参加を得て「国際低平地研究協会」を結成し，事務局として中核的な役割を果たしつつ，継続的な国際共同研究や国際会議開催を可能としており，低平地研究という当該大学の特長を活かした特色ある実施体制である。

「21 世紀初頭の佐賀大学の在り方について」のアクションプランにおいて策定された年次計画の検討・実施状況等が，毎年度末までに学長に報告され，報告を受けた学長は必要に応じて国際交流委員会へ提言を行っている。この取組により改善された事例として，金利低下による学術振興事業基金からの助成金の減少に対応するため，当分の間，若手教員の海外派遣事業に集中化したことが挙げられる。定期的な活動の点検とそれに基づいた社会情勢の変化への対応など優れた改善への取組である。

### 2 活動の内容及び方法

評価は，活動計画・内容，活動の方法の各観点に基づいて，目的及び目標の達成に貢献するものとなっているかについて行った。

#### 目的及び目標の達成への貢献の状況

活動計画・内容の観点では，全ての活動の分類において「相応である」と判断した。

活動の方法の観点では，活動の分類「教職員等の受入れ・派遣」に関して，学术交流協定の締結に際して，部局単独での交流功績を認めることにより，大学間交流協定の締結への時間的短縮を図っていること，活動の分類「教育・学生交流」に関して，教育特別プログラムとして短期留学プログラム（SPACE），国際環境科学特別コースの学生に対する英語による教育プログラムなどを設けて留学生受入れ体制の充実を図っていること，留学生教育相談体制として，留学生センターの留学生指導担当教官が学部の留学生専門教育教官と連携して，留学生の修学・生活指導に取り組んでいること，海外留学拡充のために語学研修制度を設け，研修後に共通基礎教育科目の外国語単位として認定していること，活動の分類「国

際共同研究の実施・参画」に関して、経済学部が毎年開催している日韓中・国際学術交流シンポジウムの成果を佐賀大学経済論集別冊として刊行していること、海洋エネルギー研究センターと低平地研究センターが、それぞれ「21世紀COEプログラム」や「生物系特定産業技術研究推進機構が募集した競争的資金」を採択し、安定した研究資金を確保していることなどにより「優れている」と判断した。その他の活動の分類に関しては「相応である」と判断した。

これらの評価結果から、総合的に判断し、以下の水準とした。

#### || 貢献の程度（水準）

目的及び目標の達成に相応に貢献している。

##### 特に優れた点及び改善を要する点等

海洋エネルギー研究センターは、平成14年度の「21世紀COEプログラム」に採択され、5年間にわたる安定した資金を獲得している。また、低平地研究センターは、生物系特定産業技術研究推進機構が募集した競争的資金に採択され、研究資金（全体枠で2.1億円）を獲得している。両者とも外部からの十分な資金の獲得により国際共同研究の実施を可能としている点で、特に優れている。

### 3 活動の実績及び効果

評価は、活動の実績、活動の効果の各観点に基づいて、目的及び目標で意図した実績や効果がどの程度挙げられたかについて行った。

#### 目的及び目標で意図した実績や効果の状況

活動の実績の観点では、活動の分類「教職員等の受入れ・派遣」に関して、教員の派遣及び外国人研究者の受入れ実績が増加していること、学術交流協定について毎年度7件以上の安定した締結実績があることなどにより「優れている」と判断した。その他の活動の分類に関しては「相応である」と判断した。

活動の効果の観点では、活動の分類「教育・学生交流」に関して、帰国した元留学生に対するアンケートの結果として「佐賀大学で学習する機会があれば再度訪日した

いか」との問いに対して16人中14人が「ぜひ行きたい」との回答など、留学経験の満足度の高さが確認できたこと、活動の分類「国際共同研究の実施・参画」に関して、国際共同研究の成果としての発表論文数が多く、その成果が顕著に見られたこと、パラオ共和国資源開発省エネルギー計画部との共同研究では、パラオの教育機関で学生向けの講演会を開催するなど開発途上国への国際貢献といった波及効果が確認できたことなどにより「優れている」と判断した。その他の活動の分類に関しては「相応である」と判断した。

これらの評価結果から、総合的に判断し、以下の水準とした。

#### || 実績や効果の程度（水準）

目的及び目標で意図した活動の実績や効果が相応に挙げられている。

##### 特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは、活動の分類ごとの評価結果から特に重要な点を、特に優れた点、改善を要する点、問題点として記述することとしていたが、該当するものがなかった。